「ふくしま市政だより」広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島市(以下「市」という。)が発行する「ふくしま市政だより」(以下「広報紙」という。)へ広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

- 第2条 広報紙に掲載する広告は、行政が発行する印刷物としての品位を保ち、かつ公共性を妨げないものとし、次の各号に基づき別に定める基準に該当するものは掲載しない。
 - (1) 公序良俗に反し、または反するおそれがあるもの
 - (2) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的な宣伝に係るもの
 - (3) 広告の対象となるものを市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
 - (4) 誇大表示、不当表示など表現が不適切なもの
 - (5) その他掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(広告主の範囲と優先順位)

- 第3条 広報紙に広告を掲載できる者(以下「広告主」という。)の範囲及び掲載申込が掲載可能数 を上回った場合の掲載可否の優先順位は次のとおりとする。
 - (1) 国、政府機関、地方公共団体及びこれらに類するもの
 - (2) 財団法人、社会福祉法人などの公益法人
 - (3) 市内に本社または事務所若しくは営業所が存在する会社法人等
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告主として適当と認めるもの

(広告枠の売渡し)

第4条 広告枠は予定価格を定め、競争入札等適正な方法で広告取扱業者に売り渡すものとする。 (広告主の募集及び選定)

- 第5条 広告取扱業者は、第2条及び第3条の規定に従い、広告主の募集及び選定を行うものとする。
 - 2 市は、第2条及び第3条の規定に従い広告主及び広告内容の審査を行うものとする。

(広告に関する責任)

第6条 広報紙に掲載した広告内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(審査機関)

- 第7条 広告主及び広告内容に関する疑義を審査するため、広報紙広告審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。
 - 2 審査委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 政策調整部長
 - (2) 政策調整部次長
 - (3) 政策調整部広聴広報課長

- (4) 総務部総務課長
- (5)総務部男女共同参画センター所長
- (6) 財務部契約検査課長
- (7) 市民・文化スポーツ部生活課長
- (8) 教育委員会事務局教育総務課長
- (9) その他委員長が必要と認める者
- 3 審査委員会の委員長は、政策調整部長とし、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、政策調整部広聴広報課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月19日から施行する。